

ジェネリック（後発）医薬品に関するご案内について

国土交通省共済組合では、皆様からお預かりした掛金で賄われている医療費（共済負担額）の節減を目的として、昨年度に引き続き、後発医薬品差額通知事業を実施いたします。

つきましては、10月下旬に該当の組合員の方々へ「ジェネリック（後発）医薬品ご利用のご案内」を配付いたします。通知書には、先発医薬品からジェネリック医薬品への切替えに伴い生じる差額（自己負担額の軽減）、ジェネリック医薬品に関する情報等を掲載しておりますので、是非この機会に、ジェネリック医薬品のご利用についてご検討をお願いいたします。

ジェネリック医薬品って、そもそも何？

先発医薬品の特許が切れた後に製造販売される、先発医薬品と同等の有効成分、効能・効果を持つ医薬品です。国の審査を受け、先発医薬品と品質、有効性、安全性が同等であると承認されています。

ジェネリック医薬品差額通知は全組合員に配付されるの？

令和7年1月～同年6月に処方された薬をジェネリック医薬品に変更することで、自己負担額が一定程度軽減される方が対象です（被扶養者分を含む）。

通知書は所属の共済事務担当を通じ配付いたします（開封前に宛名を必ずご確認ください）。

※通知書については、世帯単位でまとめて組合員に配付いたしますが、組合員ご本人又は被扶養者から特段のお申出がない場合、本取扱いに「同意（黙示）」いただいたものとさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、世帯ごとにまとめて配付することについて同意されない方、あるいはご相談を希望される方は、所属の共済事務担当へお申し出ください。

通知内容は？

令和7年1月～同年6月の医薬品購入にかかる負担額、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の負担軽減額、該当するジェネリック医薬品の名称等です。

なぜ、ジェネリック医薬品の使用を勧めるの？

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用を低く抑えられるため、先発医薬品に比べて薬価が安価です。ジェネリック医薬品の普及により、医療の質を保ちつつ患者負担の軽減や医療の効率化を図ることができます。家計にやさしく、特に、複数の薬の服用や長期服用が必要な場合などは効果的です。

加えて、共済組合ひいては組合員の皆様の負担軽減（共済組合は皆様の掛金等を原資に、組合員の皆様の医療費の7割分を負担）とともに、我が国の医療保険財政の改善に寄与します。

ジェネリック医薬品に変えないといけないの？

ジェネリック医薬品を試してみたいとお考えの方は、主治医または薬剤師にご相談ください。必ずしもジェネリック医薬品に切り替えていただかなければならないものではありません。

また、すべての先発医薬品に対し、ジェネリック医薬品があるわけではありません。